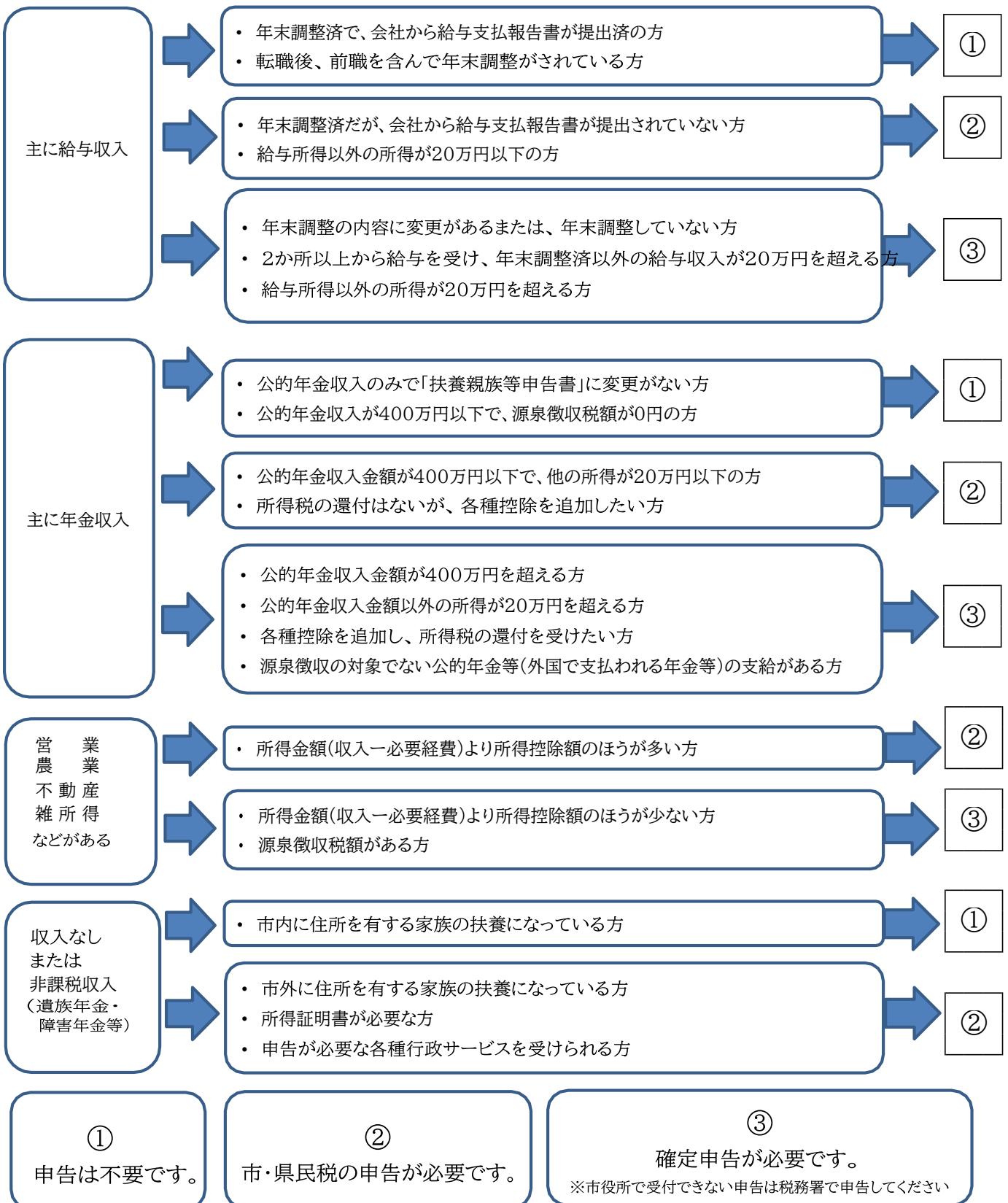


【申告フローチャート簡易版】

※市民税・県民税の申告や確定申告など、必要な申告の種類を確認してください。

※令和8年1月1日現在、都留市に住んでいる方が対象です。



<市役所で受付できない申告例>

- 青色申告 - 損失申告 - 雜損控除の申告 - 住宅借入金等特別控除(初年度)の申告

- 過年度分の申告 - 海外に居住している人を扶養とする申告

- 土地 - 建物等の譲渡所得(収用等を除く)の申告

- 分離課税所得の申告(株式等の譲渡 - 配当 - 先物取引など)及び仮想通貨等の取引にかかる申告

- 確定申告書の控えに税務署収受の印を必要とする方

- 令和8年1月1日以前に亡くなった方の申告

① 申告が不要な方

次に該当する場合は、申告の必要がありません。

1. 年末調整済の給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書(1カ所のみ)が都留市へ提出されている方
2. 公的年金等収入のみの方(源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方を除く)
※申告をしなくても、都留市に届いた給与や年金の支払報告書に基づき市・県民税が決定されますが、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は、市・県民税申告をする必要があります。
同様の場合において、所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
(確定申告した場合は、市・県民税の申告をする必要はありません。)
※給与と年金の両方の収入がある場合は、税務署へ確定申告が必要になる場合があります。
3. 市内に住む親族に扶養されている方(健康保険の扶養とは異なります)
※ただし、あなたを扶養している親族が都留市以外に住民登録をしている場合であなた自身が表面フローチャートで②に該当する方は、市・県民税申告をする必要があります。
4. 課税される所得がない方。ただし、非課税証明書や所得証明書が必要な場合等は申告が必要です。

② 住民税の申告が必要な方

次に該当する場合は、住民税の申告をする必要があります。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(雑損失の繰越控除等)の適用を受ける場合は、税務署で確定申告をする必要があります。

1. 収入のなかつた方で、次に該当する方

- ①国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

※前年の所得によって、保険料(料)が軽減される場合がありますので、必ず申告してください。

- ②非課税証明書や所得証明書が必要な方(他市区町村に住所を有する人の扶養親族になっている方を含む)

③ 所得税や住民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在で都留市に住所を有し、令和7年中の状況が次に該当する方です。

1. 事業所得(営業・農業)、不動産所得があつた方

収支内訳書を作成してから申告してください。

※農業収入が家事消費のみであった場合、農業の申告は必要ありません。

※土地(田・畠等)を貸していて現金または作物(米や野菜等)をもらっている場合は、不動産収入となります。

収支内訳書(不動産所得用)を作成してください。

2. 給与所得者で、次に該当する方

- ①勤務先から『給与支払報告書』が市へ提出されていない方

※勤務先の担当者に確認してください。給与にはパート・アルバイトによる収入も含まれます。

- ②日払・パート等で勤務先が一定していない、令和7年の途中で退職した等の理由で、年末調整をしていない方

- ③年末調整済みの給与以外に、別の給与収入や給与以外の所得(退職所得を除く)があつた方

※年末調整済みの給与以外の所得の合計が20万円以下で所得税申告の必要がない場合でも市・県民税の申告は必要です。

3. 「医療費控除」・「寄附金控除(ふるさと納税を含む)」等の控除を追加して受けようとする方

- ①医療費控除は「医療費控除の明細書」を、セルフメディケーション税制は「セルフメディケーション税制の明細書」を必ず事前に作成してから申告してください。

- ②ふるさと納税についてワンストップ特例を申請した方は、通常、所得税申告を要しませんが、6つ以上の自治体に対してもふるさと納税を行つた方や、ふるさと納税の有無にかかわらず医療費控除等で申告を行う予定の方は、これまでと同様に寄附金控除についても(ワンストップ特例申請分を含めて)申告を行う必要がありますので、ご注意ください。

4. 公的年金等にかかる雑所得があつた方で、次に該当する方

- ①「公的年金等にかかる雑所得」以外の所得があつた方

- ②各種所得控除(上記3.の控除や社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除等)を追加して受けようとする方

※公的年金の収入金額が400万円以下かつ公的年金等以外の所得が20万円以下で所得税申告の必要がない場合(源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方を除く)でも、市・県民税の申告は必要です。

※税務署へ確定申告をする必要がない方でも、計算の結果、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

5. 公的年金以外の雑所得(個人年金等)、一時所得、配当所得(市・県民税が差し引かれていないもの)があつた方

6. 公共事業による土地等の収用(買取り)があつた方

※公共事業の実施者から交付される「買取り証明書」と「買取り等の申出証明書」をお持ちください。